

今回から「相続手続に欠かせない公的機関等への照会」をシリーズで解説しています。今回は、税務署への照会について解説します。

生前に特定の相続人が被相続人から贈与を受けていなかったかなどについて税務署に照会することができます。共同相続人間で遺産分割協議を行う場合に、特別受益の有無の確認に役立ちます。「特別受益」とは、相続人の中に、被相続人から遺贈や生前贈与によって特別の利益を受けた者がいる場合に、その相続人の受けた贈与等の利益のことをいいます。

また、被相続人等が行った確定申告書や添付書類、同族法人が提出した各種届出書の有無やその内容について、税務署に対して閲覧申請などによって確認することができます。

それらの照会や閲覧を行うことで、適正な相続税の申告にも役立ちます。

1. 贈与税の申告内容の開示請求

相続税の申告や更正の請求をしようとする者が、他の相続人等が被相続人から受けた、①相続開始前3年以内の贈与、又は②相続時精算課税制度適用分の贈与に係る贈与税の課税価格の合計額について開示を請求する場合の手続きです（相法49①）。この制度を利用することによって、特に相続時精算課税贈与を受けていたか否かを確認することで誤りのない相続税の申告に役立ちます。

実務において、開示請求を行うタイミングは、遺言書が残されていない場合には、遺産分割協議が調う前に行うことになると思います。その場合、開示対象者として法定相続人を指定して開示請求することとなりますが、平成27年から、20歳以上（令和4年4月1日以後は18歳以上）の孫も相続時精算課税の受贈者となることのできることから、法定相続人でない20歳以上の孫も開示請求の対象者として指定しておかないと相続時精算課税贈与の相続財産への加算が漏れる可能性も考えられます。

また、逆縁によって子が先に亡くなった場合には、先に死亡した子についても贈与税の申告内容の開示請求を行っておく必要があります。

開示請求は本人以外の贈与の有無に関する照会で、本人自身の贈与の有無等については、閲覧申請によることとなります。また、開示請求が行われると、税務署から開示請求者に開示請求しているか否かについて電話で確認が行われますので、代理人による請求の場合には、その旨を開示請求者に伝言しておかなければなりません。

2. 閲覧

納税者等（申告書等を提出した者をいい、納税者が個人である場合は、死亡した個人の相続人及び法人を含みます。）が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に、所轄税務署に対して申告内容について、閲覧を申請することができます。閲覧サービスの対象文書は、以下のようなものが対象です。

- ① 所得税及び復興特別所得税申告書
- ② 法人税及び地方法人税申告書、復興特別法人税申告書
- ③ 消費税及び地方消費税申告書
- ④ 相続税申告書
- ⑤ 贈与税申告書
- ⑥ 酒税納税申告書
- ⑦ 間接諸税に係る申告書
- ⑧ 各種の申請書、請求書、届出書及び報告書等
- ⑨ 納税者が上記の申告書等に添付して提出した書類（青色申告決算書や収支内訳書など申告書等とともに保存している書類を含み、所得税及び復興特別所得税申告書に係る医療費の領収書など申告書等閲覧サービスの対象としてなじまない書類を除きます。）

（注）「申告書」には確定（納税）申告書（清算確定申告を除く。）のほか修正申告書、中間申告書、準確定申告書、訂正申告書、還付申告書を含みます。

この閲覧申請によって、「土地の無償返還に関する届出書」などの提出の有無を確認することができます。また、「財産債務調書」や、「国外財産調書」も閲覧することができます。

閲覧時に記録が必要な際は、原則として書き写しになりますが、撮影した写真をその場で確認できる機器を使用するなどの同意をすることにより、写真撮影（デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット又は携帯電話など）も可能です。

（文責：山本和義）